

○みなかみ町狂犬病予防及び動物愛護に関する条例

平成17年10月1日

条例第110号

改正 平成24年6月29日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第4条、第5条の規定に基づき、みなかみ町における犬の登録及び狂犬病予防注射並びに動物愛護を向上するために必要な事項を定め、公衆衛生の向上と動物愛護の推進に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、町民に狂犬病予防及び動物愛護に関する必要な情報を提供すると共に、町民の責務を果たせるよう、体制を整えなければならない。

(町民の責務)

第3条 町民は、動物の適正飼育を行うとともに、動物愛護精神に基づく管理に努めなくてはならない。

(手数料)

第4条 法第4条第1項に規定する登録及び法第5条第1項に規定する注射を受けようとする者は、みなかみ町手数料徴収条例（平成17年条例第56号）の定めるところにより手数料を納めなければならない。

(身体障害者補助犬に係る手数料の免除)

第5条 町長は、身体に障害がある者で、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条の規定による盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。）の認定証を有する者からの請求に係る前条に定める手数料を免除することができる。

(避妊等手術費補助申請)

第6条 みなかみ町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登録されている者が飼育する犬及び猫について、みなかみ町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱（平成17年告示第48号）の定めるところにより、避妊等手術費用の一部について補助金を申請することができる。

(平24条例26・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町狂犬病予防及び動物愛護に関する

る条例（平成12年月夜野町条例第20号）、水上町狂犬病予防及び動物愛護に関する条例（平成12年水上町条例第19号）又は新治村狂犬病予防及び動物愛護に関する条例（平成12年新治村条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年6月29日条例第26号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。